## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳から70歳位、身長167センチメートル、体格太めの男性

上記の者は、平成29年8月1日、一宮市大志1丁目6番2号で発見された。死亡年月日は、平成29年7月中旬頃と推定される。

遺体は、火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりの方は、当市福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成29年9月26日

愛知県
一宮市長　中野　正康

## 公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業に係る平成29年9月22日付換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので（送付したが受領を拒まれたので）、土地区画整理法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成29年9月26日

小山栃木都市計画事業
千塚町上川原土地区画整理事業
施行者　栃木市
代表者　栃木市長　鈴木　俊美

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　栃木県栃木市千塚町646番地
氏名　松本　喜十
住所　栃木県栃木市千塚町231番地
氏名　高久　清作
住所　栃木県栃木市千塚町646番地
氏名　松本福次郎

2　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示
1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に栃木市（訴訟においては栃木市を代表する者は栃木市長）を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に栃木市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを栃木市万町9番25号栃木市役所産業基盤整備課の掲示場所において掲示しています。

## 会社その他の公告

### 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

北海道千歳市根志越二四九七番地一
株式会社ＣＨＰ
代表清算人　細澤　考博

### 解散公告

当社は、平成二十九年八月十一日開催の株主総会の決議により平成二十九年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

仙台市太白区中田五丁目三番二一号
株式会社テクニカル・ノウハウ・システムズ
代表清算人　戸田　輝子

### 解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

茨城県取手市山王五四二番地三
株式会社渡邉商店
代表清算人　渡邉　和義

### 解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

茨城県内守谷町きぬの里三丁目一八番一一号
有限会社ＡＦＬ
代表清算人　塩沢　隆博

### 解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目七九五番地
株式会社介護コンビニ
代表清算人　宮澤　裕一

### 解散公告

当法人は、平成二十九年八月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

千葉市稲毛区小仲台八丁目一六番二二―四〇一号
一般社団法人葦の会
代表清算人　田中　明子

### 解散公告

当社は、平成二十九年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

東京都足立区東和三丁目一八番二号
トウモロープランニング株式会社
代表清算人　清野　裕望

### 解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

東京都町田市根岸町一〇〇九番地一一
株式会社矢野建設
代表清算人　天野　幸男

### 解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十六日

東京都渋谷区代々木五丁目七番八―七〇二号
国際学芸生活文化研究会有限会社
清算人　桑原　慶舟

### 第31期決算公告

平成29年9月26日

宮城県仙台市青葉区本町1丁目14番20号
**株式会社ティー・エッチ・エム**
代表取締役　朝倉　育夫

**貸借対照表の要旨**（平成29年6月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 667,777 |
| | 固定資産 | 143,151 |
| | 合計 | 810,929 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 62,764 |
| | 固定負債 | 23,998 |
| | 株主資本 | 724,166 |
| | 資本金 | 45,000 |
| | 利益剰余金 | 740,666 |
| | 利益準備金 | 11,250 |
| | その他利益剰余金 | 729,416 |
| | （うち当期純利益） | (71,069) |
| | 自己株式 | △61,500 |
| | 合計 | 810,929 |